

# 名寄市交通安全計画

令和3年度～令和7年度

(第11次)

名寄市

## 目 次

計画の基本的な考え方	3
第1章 計画の性格	4
1 計画の趣旨	4
2 計画期間	4
3 計画の性格及び内容	4
第2章 道路交通の安全	5
第1節 道路交通事故の現況と交通安全対策の今後の方向	5
1 道路交通事故の現況	5
2 道路交通を取り巻く状況の展望	7
3 交通安全対策の今後の方向	7
(1) 高齢者及び子どもの安全確保	7
(2) 飲酒運転の根絶	8
(3) 歩行者及び自転車の安全確保	8
(4) 安全かつ円滑・快適な道路交通環境の整備	8
(5) 交通安全教育の推進	9
(6) 安全運転の確保	9
(7) 効果的な指導等の実施	9
(8) 市民参加型の交通安全活動の推進	9
4 名寄市交通安全計画における目標	10
第2節 講じようとする施策	11
1 道路交通環境の整備	11
(1) 人優先の安全・安心な歩行空間の整備	11
(2) 高齢者等の移動手手段の確保	11
(3) 災害に備えた交通環境の整備	12
(4) 効果的な交通規制の推進	12
(5) 地域住民等と一体となった安全な道路交通環境の整備	12
(6) 自転車利用環境の整備	12
2 交通安全思想の普及徹底	12
(1) 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進	13
(2) 運転者教育等の充実	15
(3) 交通安全に関する普及啓発活動の推進	16
(4) 交通安全に関する民間団体等の主体的な活動の推進	17
(5) 住民の参加・協働の推進	17

3	事業用自動車の運転者教育の充実	17
4	交通の指導等の強化	18
5	冬道における交通安全の確保	18
	(1) 冬道の道路交通環境の整備	18
	(2) 冬季の安全運転等の普及	18
6	踏切道の交通安全の確保	18
7	救急・救助体制等の整備	19
	(1) 救急・救助体制の充実	19
	(2) 救急関係機関との協力関係の確保等	19
	(3) 救命講習等の普及啓発活動の推進	19
8	交通事故被害者の支援の充実	19
	(1) 自動車損害賠償保障制度に係る無保険（無共済）車両対策	19
	(2) 交通事故被害者対策の充実・強化	19

## 計画の基本的な考え方

名寄市における交通安全のための施策を講ずるに当たっては、人命尊重の理念に基づき、交通事故がもたらす大きな社会的・経済的損失をも勘案すると、究極的には交通事故のない社会を目指さなければなりません。

「人優先」の交通安全思想を基本とし、道路交通において自動車と比較して弱い立場にある歩行者等の安全を、特に高齢者、障がい者、子ども等の交通弱者の安全を一層確保するため、あらゆる安全施策を講ずる必要があります。

また、高齢歩行者の交通事故とともに、高齢運転者による事故は喫緊の課題であり、高齢化の進展に伴い生じうる様々な交通安全の課題に向き合い、解決していく必要があります。

加えて高齢化が進展していく中で、高齢になっても安全に移動できる社会の構築も必要となってきます。

このような観点から、「交通社会を構成する人」、「車両等の交通機関」及び「それらが活動する場としての交通環境」という三つの要素について、相互の関連を考慮しながら、官民一体となって本市の実態に即した施策を強力に推進することを基本とした交通安全に関する施策の大綱として「名寄市交通安全計画」を定めます。

# 第1章 計画の性格

## 1 計画の趣旨

この計画は、交通安全対策基本法（昭和45年法律第110号）（以下「法」という。）に基づき、市民の生命、身体及び財産を保護するため、名寄市における交通安全に関して、国及び北海道に準じた施策とともに、名寄市の地域特性に応じた施策を実施することを目的として、名寄市が大綱を定めたものです。

## 2 計画期間

この計画は、令和3年7月7日に北海道交通安全対策会議が決定した「第11次北海道交通安全計画」に基づき、令和3年度から令和7年度までの5年間に計画期間とします。

## 3 計画の性格及び内容

この計画は、人命尊重を基本に名寄市の交通安全対策全般にわたる総合的かつ長期的な施策の大綱を定めたものであり、官民一体となって積極的に推進するものです。



令和2年6月15日市民交通安全の日「旗の波運動」

## 第2章 道路交通の安全

### 第1節 道路交通事故の現況と交通安全対策の今後の方向

#### 1 道路交通事故の現況

北海道の交通事故による24時間死者数は、昭和46年に889人を数えましたが、以降は減少に向かい、平成30年は、記録が残る昭和22年以降最少の141人となるとともに、令和2年中の死者数は144人となり、第10次交通安全計画の最終年である平成32年（令和2年）までに24時間死者数を150人以下とする目標を達成しました。

なお、近年、交通事故件数と死傷者数については、平成12年をピークに減少傾向にあり、令和2年の発生件数は7,898件、死傷者数は9,187人となり、ピーク時の約4分の1に減少しました。

名寄市（旧名寄市及び旧風連町）の交通事故の発生件数は昭和45年の202件、負傷者数も同年の301人がもっとも多く、死者数では昭和47年・48年のそれぞれ8人が過去最悪でした。最近においては減少傾向となり、平成21年度以降は発生件数と負傷者数は50人以下となっており、令和2年度の発生件数は19件、負傷者数は21人となっています。

また、交通事故死ゼロは平成31年1月18日から継続しており、令和3年10月13日に1,000日を達成しました。

名寄市内の事故は、依然として交差点事故が多く、事故原因としては安全不確認、前方不注意、操作不適等を含む安全運転義務違反が依然と多い傾向があります。

【全国・北海道・名寄市における過去5年間の交通事故の推移（人身事故）】

単位：件数・人

（全国）

区分	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和 2 年
発生件数	499,232	472,165	430,345	381,002	309,000
死者数※	3,904	3,694	3,532	3,215	2,839
負傷者数	617,931	580,847	524,695	460,715	368,601

（北海道）

区分	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和 2 年
発生件数	11,329	10,815	9,931	9,595	7,898
死者数	158	148	141	152	144
負傷者数	13,489	12,673	11,494	11,046	9,045

（名寄市）

区分	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和 2 年
発生件数	24	21	12	18	19
死者数	1	1	0	2	0
負傷者数	32	25	16	18	21

※交通事故統計により、「死者」とは交通事故によって発生から 24 時間以内に亡くなった人をいう。

## 2 道路交通を取り巻く状況の展望

今後の道路交通を取り巻く状況を展望すると、交通死亡事故の当事者となる比率の高い高齢者人口の増加、中でも高齢者の運転免許保有者の増加は、道路交通にも大きな影響を与えるものと考えられます。

都市部と比較して、鉄道輸送等の公共交通手段が少ないことから、移動や輸送には自動車をはじめとする道路交通に大きく依存することが見込まれ、加えて前述のとおり、高齢者人口の増加が見込まれるなど、道路交通事故については依然として厳しい状況が続くものと予想されます。

## 3 交通安全対策の今後の方向

運転者における高年齢層の増加など変化する交通環境に的確に対処していくため、名寄市交通安全条例の理念に基づき、交通事故のない安全な社会の実現に向け交通事故の実態に対応した市民参加型による諸対策を積極的に推進していく必要があります。

また、交通安全対策の推進に当たっては、事故防止対策の充実による事故発生抑制、死者数及び重傷者数の抑止を図ることが必要です。

このため、従来の交通安全対策を基本としつつ、効果的な対策への改善を図るとともに、高齢者、児童・生徒等の交通弱者や事故被害者の立場に留意するほか、積雪寒冷地である地域事情にも十分配慮した交通安全施策を関係機関等との密接な連携の下に実施することが重要です。

その際、最近及び今後の経済社会情勢や交通情勢等を踏まえ、特に、次のような視点を重視して施策の推進を図る必要があります。

### (1) 高齢者及び子どもの安全確保

高齢社会の進展に対応した高齢者の交通事故防止対策として、加齢に伴う身体機能の変化が交通行動に及ぼす影響を理解してもらうため、老人クラブや関係団体と連携して、参加・体験・実践型の交通安全教育の拡充に努めます。

加えて、高齢者をはじめとする交通弱者の方々が住みなれた地域で安心して暮らせるよう、通院や買い物など日常生活を支えるバス路線等の維持確保に努めます。

一方、少子化の進展に対し、安心して子どもを産み、育てることができる社会を実現するためには、防犯の観点はもちろんのこと、子どもを交通事故から守る対策が必要であり、通学路等において歩道等の歩行空間を通



年で確保するなど交通環境の整備を推進します。

## (2) 飲酒運転の根絶

道内において、平成 26 年・27 年に飲酒を伴う重大な事故が相次いで発生し、大きく報道されたことを受け、道民一人ひとりが、「飲酒運転をしない、させない、許さない」という規範意識の下に、社会全体で飲酒運転の根絶に向けた社会環境づくりを行うことなどを基本理念とする北海道飲酒運転の根絶に関する条例（平成 27 年 11 月 30 日北海道条例第 53 号 平成 27 年 12 月 1 日施行）が成立しました。

この条例に基づき、事業者、家庭、学校、地域住民、行政その他関係機関の連携協力の下、飲酒運転の危険性や飲酒が身体に及ぼす影響に関する知識の普及、市民の飲酒運転撲滅に向けた機運の醸成など、飲酒運転を根絶するための環境づくりを推進します。

## (3) 歩行者及び自転車の安全確保

自動車と比較して弱い立場にある歩行者の安全を確保することが必要不可欠であり、人優先の考えの下、通学路、生活道路、歩道の維持・整備等による歩行空間の確保を積極的に進めるなど、歩行者の安全確保対策に努めます。

また、自転車については、自動車と衝突した場合には被害者となり、歩行者と衝突した場合には加害者となることから自転車損害賠償保険の加入促進等の啓発を推進します。

自転車利用者については、自転車の交通ルールに関する理解が不十分なことも背景として、ルールやマナーを違反する行動が多いことから、交通安全教育等の充実を図り、児童・幼児にはヘルメットを着用させることや夜光反射材等の取り付け等、自転車安全利用五則の周知を含めた利用者による安全対策の啓発を推進します。

## (4) 安全かつ円滑・快適な道路交通環境の整備

安全で円滑な交通環境の確保を図るため、道路案内板や危険箇所を周知する看板の設置を図るほか、横断歩道等、交通安全施設の整備については北海道公安委員会への要請活動を推進します。

(5) 交通安全教育の推進

人命尊重の理念の下に、市民一人ひとりに広く交通安全思想の普及・浸透を図るとともに、交通社会の一員としての責任を持ち、交通ルール遵守と交通マナー実践の習慣付けに向けた教育・啓発活動を推進します。

関係機関等との連携を図り、市民の交通安全意識を高める効果的な交通安全運動の組織的・継続的な展開に努めます。

さらに、幼児から成人に至るまでの発達過程や高齢者や障がい者等、対象者の特性を考慮した交通安全教育が行われるよう努めるとともに、教材等の充実を図り、参加・体験・実践型の教育を推進します。

(6) 安全運転の確保

最近の交通事故の傾向、交通情勢等を踏まえて、各事業所の運転者による交通事故を防止するため、事業所訪問等の啓発活動を実施し、安全意識の向上に努めます。

(7) 効果的な指導等の実施

歩行者及び自転車利用者の事故防止並びに事故多発路線等における重大事故の防止に重点を置いて、交通安全指導員を中心とした街頭指導やパトライト監視等の強化に努めます。

(8) 市民参加型の交通安全活動の推進

交通安全運動の趣旨、実施期間、運動の重点、実施計画等について広く住民に周知することにより、市民参加型の交通安全運動の充実発展を図ります。

さらに、地域の実情に即した効果的な交通安全運動を実施するため、地域に密着したきめ細かい活動が期待できる町内会や民間団体等の自主的な交通安全活動を支援します。

#### 4 名寄市交通安全計画における目標

##### 【数値目標】

**24時間交通事故死者数**                      **0人**

交通事故のない社会を達成することが究極の目標であり、この目標は24時間死者数及び人身事故のみならず、道路交通に起因する事故数を同様に減少させることを意味しています。

また、本計画における最優先の目標は死者を出さないことですが、今後においても、事故そのものの減少や負傷者数の減少にも積極的に取り組み、死傷者数を確実に減少させることを目指します。

## 第2節 講じようとする施策

### 1 道路交通環境の整備

道路交通事故は、道路や交通の状況に加え、運転者の状況等が複雑に絡み合って構成されます。

交通安全施設の整備に当たっては、生活の利便性向上の観点に加えて、交通安全の観点を持ち実施する必要があります。

#### (1) 人優先の安全・安心な歩行空間の整備

##### ア 生活道路における交通安全対策の推進

子どもや高齢者などが安全に歩行できる道路空間の確保を推進します。

##### イ 通学路等における交通安全の確保

通学路における交通安全を確保するため、道路交通実態に応じ、警察、教育委員会、学校等の関係機関が連携し、ハード・ソフトの両面から必要な対策を推進します。

##### ウ 高齢者、障がい者等の安全に資する歩行空間等の整備

誰もが移動に支障を感じることなく利用できる交通環境を確保するため、バリアフリーやユニバーサルデザインの考え方に基づいた歩行空間の整備を図ります。

#### (2) 高齢者等の移動手段の確保

高齢者等の移動手段を確保するため、通院や買い物など日常生活を支えるバス路線等の維持確保を行います。

#### (3) 災害に備えた交通環境の整備

地震、豪雨、豪雪等による災害が発生した場合においても、安全で安心な生活を支える道路交通を確保します。

また、災害発生時は安全・安心で信頼性の高い道路ネットワークを確保するため、橋梁の点検補修や道路方面等の防災対策、災害の恐れのある区間を回避・代替する道路の整備を推進します。

(4) 効果的な交通規制の推進

交通事故が多発している場所のほか、市民が危険と感じている場所等について、公安委員会等に対し交通安全施設の整備や速度規制等の効果的な措置について要望活動を実施します。

(5) 地域住民等と一体となった安全な道路交通環境の整備

安全な道路交通環境の整備に当たっては、道路利用者の視点を生かすことが重要であることから、地域住民の参加による交通安全施設等の点検等を積極的に推進するとともに、道路利用者からの意見を反映できるよう努めます。

(6) 自転車利用環境の整備

自転車や歩行者、自動車の交通量に応じた自転車歩行者道等の整備に努めます。

## 2 交通安全思想の普及徹底

交通安全教育は、生命尊重という理念の下に、交通社会の一員としての責任を自覚し、交通安全意識と交通マナーの向上に努め、相手の立場を尊重し、他の人々や地域の安全にも貢献できる良き社会人を育成する上で、重要な意義を有しています。交通安全意識を向上させ、交通ルール・マナーを身につけるためには、成長過程に合わせた生涯にわたる学習として推進する必要があります。

このため、幼児から成人に至るまで、心身の発達段階やライフステージに応じた段階的かつ体系的な交通安全教育を行うほか、高齢化が進展する中で、高齢者自身の交通安全意識の向上を図り、他の世代が高齢者に配慮する意識を高めるための啓発指導を推進します。

さらに自転車を利用することが多い小学生、中学生及び高校生に対しては、交通社会の一員であることを考慮し、自転車利用に関する道路交通の基礎知識、交通安全意識及び交通マナーに係る教育を推進します。

交通安全教育、普及啓発活動については、国、北海道、市、警察、学校、関係団体、地域社会及び家庭がそれぞれの特性を生かし、相互に連携をとりながら、地域ぐるみの活動として取り組みを推進します。

市民が交通安全の重要性を十分認識し、安全な交通行動を実践できるよう必要な情報の提供、参加・体験・実践型の講習の実施、交通安全指導員や教

職員等の指導力の向上、民間指導者の育成及び教材の充実等に努めます。

(1) 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進

ア 幼児に対する交通安全教育の推進

幼児に対する交通安全教育は、心身の発達段階に応じて、基本的な交通ルールを遵守し、交通マナーを実践する態度を育成するとともに、日常生活において安全に道路を通行するために必要な基本的技能及び知識を習得させることを目標とします。

このため、幼児の特性等を踏まえた手法により交通安全教育を行うとともに、幼児に影響力の大きい保護者に対しても、日常生活の中で繰り返して交通ルール等を教えることの重要性についての啓発を推進します。

幼稚園、保育所及び認定こども園においては、家庭及び関係機関等と連携・協力を図りながら、日常の教育・保育活動のあらゆる場面をとらえて、交通安全教育を計画的かつ継続的に行うものとし、これらを効果的に実施するため、紙芝居や視聴覚教材等の活用や親子での実習など、分かりやすい指導に努めます。

また、保護者と一緒になった交通安全講習会等を計画的・組織的に実施する幼児交通安全教室こぐまクラブ等の活動の強化を図ります。

イ 小学生に対する交通安全教育の推進

小学生に対する交通安全教育は、心身の発達段階や地域の実情に応じて、歩行者及び自転車の利用者として必要な技能と知識を習得させるとともに道路及び交通の状況に応じて、安全に道路を通行するために危険を予測し、これを回避する意識及び能力を高めることを目標とします。

このため、児童の学年に応じた手法により歩行者の心得や自転車の正しい乗り方について指導します。

加えて関係機関等と連携を図り、小学校において行われる交通安全教育の支援や、児童に対する補完的な交通安全教育の推進を図ります。

ウ 中学生に対する交通安全教育

中学生に対する交通安全教育は、日常生活における交通安全に必要な事柄、特に自転車で安全に道路を通行するために必要な技能と知識を十分に習得させるとともに、道路を通行する場合は、思いやりを持って、自己の安全ばかりでなく、他の人々の安全にも配慮できるようにするこ

とを目標とします。

このため、中学生の関心及び理解力を踏まえた手法により交通安全教育を行うとともに、自主的に技能及び知識を習得する意識を高めるための啓発に努めます。

加えて関係機関等と連携を図り、中学校において行われる交通安全教育の支援や、中学生に対する補完的な交通安全教育の推進を図ります。

#### エ 高校生に対する交通安全教育の推進

高校生に対する交通安全教育は、日常生活における交通安全に必要な事柄、特に二輪車の運転者及び自転車の利用者として安全に道路を通行するために必要な技能と知識を習得させるとともに、自動車等の運転免許を取得することが可能な年齢に達することから、交通社会の一員として責任を持って行動することができるようにすることを目標とします。

このため、高校生の通行態様に関連した交通事故統計や身近な交通事故例等を用いるなど、高校生の関心や理解力を踏まえた交通安全教育機会の確保に努めます。

加えて関係機関等と連携を図り、高等学校において行われる交通安全教育の支援や、高校生に対する補完的な交通安全教育の推進を図ります。

#### オ 成人に対する交通安全教育の推進

成人に対する交通安全教育は、自動車等の安全運転の確保の観点から、運転者としての社会的責任の自覚、安全運転に必要な技能、特に危険予測・回避能力の向上、交通事故被害者の心情等交通事故の悲惨さに対する理解、交通安全意識、交通マナーの向上を目標とした交通安全教育に努めます。

#### カ 高齢者に対する交通安全教育の推進

高齢者に対する交通安全教育は、加齢に伴う身体機能の変化が、歩行者又は運転者としての交通行動に及ぼす影響を理解させるとともに、道路及び交通の状況に応じて安全に通行するために必要な実践的な技能及び交通ルール等の知識を習得させることを目標とします。

このため、町内会や老人クラブ等関係団体と連携して、参加・体験・実践型の交通安全教育を積極的に推進します。

## キ 障がい者に対する交通安全教育の推進

障がい者は、子どもや高齢者とともに交通弱者の立場にあり、特に身体の不自由がもたらすことによる交通事故に遭わないことが重要です。

このため、障がい者に対する教育は、不安や危険を解消するとともに、安全に道路を通行するために必要な技能及び知識を習得するため、地域における福祉活動の場を利用するなどして、障がいの程度に応じ、きめ細かい交通安全教育の推進に努めます。

## (2) 運転者教育等の充実

### ア 二輪車(自転車含む)安全運転対策の推進

交通安全教育体制の整備等を促進し、二輪車運転者に対する教育の充実に努めます。

### イ 高齢運転者対策の充実

体験型を交えた高齢者講習の充実に努め、高齢者の身体的な変化を踏まえた適切な指導を推進します。

### ウ 全席シートベルト及びチャイルドシートの正しい着用の徹底

シートベルト及びチャイルドシート等の必要性と効果について広く啓発し、着用率の向上と正しい着用の徹底を図るとともに、後部座席におけるシートベルトの着用推進のため、関係機関等と連携し、各種講習、交通安全運動等あらゆる機会を通じて、積極的に普及啓発活動を展開します。

### エ 飲酒運転根絶に向けた意識の確立

飲酒運転の危険性や飲酒運転による交通事故の実態を周知するための交通安全教育や広報啓発などの飲酒運転根絶に関する施策を総合的に推進するとともに、交通ボランティアや安全運転管理者、酒類販売業者、酒類提供飲食店など連携して地域、職域などにおける飲酒運転根絶の取り組みを進め、「飲酒運転をしない、させない、許さない」という意識の拡大を図ります。



### (3) 交通安全に関する普及啓発活動の推進

#### ア 交通安全運動の推進

市民一人ひとりに広く交通安全思想の普及・浸透を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付けるとともに、市民自身による道路交通環境の改善に向けた取り組みを推進するための運動として、関係機関等と連携し、効果的な交通安全運動を組織的・継続的に展開します。

交通安全運動の運動重点としては、高齢者及び子どもの交通事故防止、全席シートベルト及びチャイルドシートの正しい着用の徹底、飲酒運転の根絶、夜間や薄暮時における交通安全、自転車の安全利用等、交通情勢に即した事項を設定します。

また、交通安全運動の実施に当たっては、事前に運動の趣旨、実施期間、運動重点、実施計画等について広く住民に周知することにより、市民参加型の交通安全運動の充実・発展を図ります。

さらに地域や職域の実情に即した効果的な交通安全運動を実施するため、地域・職域の事故実態、住民のニーズ等を踏まえた実施に努めるとともに、地域・職域の実情に精通し、密着したきめ細かい活動が期待できる民間団体及び交通ボランティア活動の活性化等、住民の主体的な参加への気運向上に努めます。

#### イ 交通の安全に関する広報の推進

市民一人ひとりが交通の安全に対する関心と意識を高めるため、市の広報誌やホームページ、広報車や各種チラシ・パンフレット等の媒体を積極的に活用し、継続的で実効性の高い広報活動を展開します。

#### ウ その他の普及啓発活動の推進

① 高齢者の交通事故防止に関する市民の意識を高めるため、他の年齢層に高齢者の特性を理解させるよう努めます。また、高齢者運転車両の事故予防のため、高齢運転者標識（高齢運転者マーク）を普及するとともに、高齢運転者標識を取り付けた自動車への保護意識の拡大に努めます。

② 薄暮の時間帯から夜間にかけて重大事故が多発する傾向にあることから、夜間の重大事故の主な原因となっている最高速度違反、飲酒運

転等による事故実態や危険性を広く周知し、違反の防止を図ります。

また、高齢歩行者を始めとする各年齢層の歩行者がドライバーから視認性の高い服装を着用し、反射材を活用する気運の醸成を図るとともに、自転車の灯火徹底や、側面等への反射材用品の取付促進など、夜間事故の防止を図ります。

- ③ 自転車利用者の交通マナーの向上を図り、自転車乗車中の交通事故や自転車による迷惑行為を防止するため、歩行者や他の車両に配慮した通行等自転車の正しい乗り方に関する普及啓発活動を推進します。
- ④ 走行中の携帯電話の使用及びカーナビゲーション装置等の注視の危険性について、各種講習会、交通安全運動等の機会をとらえ、具体的事故事例等を紹介するなど周知徹底を図ります。

#### (4) 交通安全に関する民間団体等の主体的な活動の推進

交通安全を目的とする民間団体の主体的な活動を促進するため、交通指導者の養成や諸行事に対する援助、必要な資料の提供など、支援活動を推進します。

#### (5) 住民の参加・協働の推進

交通安全は、住民の安全意識により支えられることから、住民自らの交通安全に関する意識を醸成することが重要です。

このため、関係機関等や住民との連携による地域の実情に即した参加・協働型の活動を積極的に推進し、交通安全思想の普及を図ります。

### 3 事業用自動車の運転者教育の充実

事業用自動車の運転者には、一般の運転者よりも高い資質が求められており、事業者に対してはより効果的な指導方法など更なる運転者教育の充実・強化の確立に努めていただくよう名寄地区安全運転管理者協会を始めとした関係機関等との協力体制の充実を図ります。

また、事業所の運転者による交通事故を防止するため、道路交通法に基づく安全運転管理者及び副安全運転管理者の資質及び安全意識の向上に向けた講習の充実に努めます。

#### 4 交通の指導等の強化

名寄市交通安全指導員会を始めとした関係機関等と連携し、歩行者及び自転車利用者の事故防止並びに事故多発路線等における事故防止に重点を置いた街頭指導等交通指導を推進します。

また、地域の見守りの方々や交通安全教育指導員との協力体制の下、児童・生徒が安全・安心な登下校が行えるよう交通指導の強化を行います。

#### 5 冬道における交通安全の確保

##### (1) 冬道の道路交通環境の整備

積雪寒冷地である名寄市は、ほぼ半年間にわたって雪氷による交通環境への影響を受けるため、冬道における交通安全の確保は重要な課題であり、冬季における交通事故の防止、歩行者等の安全確保など各種対策を推進し、生活環境の改善を図ります。

ア 冬季における安全かつ円滑な交通を確保し、良好な道路環境を維持するため、関係機関と連携して道路除排雪の充実や交差点及び坂道・スリップ事故多発箇所等への凍結防止剤や砂の効果的な散布により、交通事故発生の未然防止に努めます。

イ 歩道については、積雪による歩道幅員の減少や凍結による転倒の危険性の増大等、冬季特有の障害に対し、関係機関と連携して歩道等の除雪の充実に努めます。

##### (2) 冬季の安全運転等の普及

冬季は、路面や気象など交通環境が通常とは大きく異なり、悪条件が重なることから、冬季交通特有の交通安全意識と交通マナーの普及に向けた啓発を推進します。

#### 6 踏切道の交通安全の確保

踏切事故は、直前横断、落輪や冬期間において一時停止できずにスリップし、列車と衝突する事故が多いことから、踏切道における交通の安全と円滑化を図るため、自動車運転者や歩行者に対し、安全意识の向上及び踏切事故防止等の広報活動の充実を図ります。

## 7 救急・救助体制等の整備

交通事故による負傷者の救命を図り、また、被害を最小限にとどめるため、救急医療機関、消防機関等の救急関係機関相互の緊密な連携・協力関係を確保しつつ、救助・救急体制及び救急医療体制の整備・充実に努めます。

### (1) 救急・救助体制の充実

高規格救急自動車、救急救命士の配置等を促進し、救助隊員及び救急隊員の知識・技術等の向上を図り教育訓練の充実に努めます。

さらに、交通事故の種類・内容の複雑多様化に対処するため、救助体制の整備・拡充を図る必要があります。

### (2) 救急関係機関との協力関係の確保等

救急医療施設への迅速かつ円滑な収容を確保するため、救急医療機関・消防機関等の関係機関における緊密な連携・協力関係を確保するとともに、救急関係機関への受入れ、連絡体制の充実に努めます。

### (3) 救命講習等の普及啓発活動の推進

現場におけるバイスタンダー(現場に居合わせた人)による応急手当の実施により救命効果の向上が期待できることから、自動体外式除細動器(AED)の使用を含めた応急手当について、消防機関等が行う講習会の普及啓発活動を推進します。

## 8 交通事故被害者の支援の充実

### (1) 自動車損害賠償保障制度に係る無保険(無共済)車両対策

自動車事故による被害者の救済対策の中核的役割を果たしている自動車損害賠償保障制度については、自賠責保険(自賠責共済)の期限切れ、掛け忘れに注意が必要であることについて広報活動等を推進します。

### (2) 交通事故被害者対策の充実・強化

市広報誌等の積極的な活用により北海道交通事故相談所で行われている無料電話相談や巡回相談活動の周知を図り、相談の機会を提供するとともに交通事故被害者等の心情に配慮した相談体制の充実に努めます。